

堺市監査委員公表第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

建設局

(土木部、サイクルシティ推進部、道路部、用地部、公園緑地部)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年7月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 土木部 路政課

(1) 道路橋りょう使用料(道路占用料)について

堺市道路占用料条例に基づき、道路占用料を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 道路占用許可の決裁

道路占用許可手続について、路政課は許可申請書の内容を審査した上で、本市から警察へ協議書(道路占用等協議書)を発行し、この協議の後に道路占用許可書、あわせて掘削を要する場合には道路掘削現認書を発行している。この事務について、以下のものがあった。

(ア) これら3種類の書類は、道路占用許可の決裁を経て発行されるが、施行日及び公印使用を確認する欄は1か所しかなく、いずれの文書の施行を記録したものか分からない状態となっていた。

(イ) 決裁文書には、必要な施行文案を添付しなければならないが、道路
占用許可書の施行文案は添付されているものの、道路占用等協議書及
び道路掘削現認書の施行文案は添付されていなかった。

イ 道路占用料の徴収

南区原山台3丁の泉北地区一括引継財産（公園予定地）に接する市道
に設置されている電柱に道路法に基づく占有許可の申請のない電話線
が共架され、堺市道路占用料条例に基づく道路占用料を徴収していない
ものがあった。

2 土木部 法定外公共物課

(1) 道路橋りょう使用料（法定外公共物使用料）について

堺市法定外公共物管理条例に基づき、法定外公共物使用料を収入してい
る。

この事務について、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はな
かった。

3 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課

(1) コミュニティサイクル事業について

環境にやさしい自転車を活用した低炭素型の交通システムで、「クール
シティ・堺」の実現に向け、過度の自動車利用からの転換をめざす「モビ
リティ・イノベーション」を担う一端として、平成22年9月からコミュ
ニティサイクルの運用を開始している。

この事業について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な
処理をする必要がある。

ア 収入印紙の貼付

堺東駅前ほかコミュニティサイクルポート管理運営ほか業務につい
て、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。

4 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所

(1) 道路橋りょう使用料（放置自転車等撤去保管手数料）について

堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置禁止区域内に放置
された自転車等の撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者等
から徴収し収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な
処理をする必要がある。

ア 撤去自転車等の返還手続

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則によると、撤去自転車等の返還を受けようとする者は、堺市放置自転車等返還申請書に必要事項を記入して市長に提出しなければならないとされている。

しかし、撤去した原動機付自転車の返還にあたって、鍵の所持と撤去保管手数料の支払いはあったものの、申請書の記載を拒否され提出を受けていないものがあった。

5 公園緑地部 公園監理課

(1) 都市計画使用料（公園使用料）について

堺市公園条例に基づき、公園占用料及び公園使用料を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公園占用料の徴収

公園占用許可申請があった場合、公園監理課は内容を審査し占用許可を行うこととしている。申請書添付の図面を点検したところ、申請書に記載された面積の計算が誤っていたにもかかわらず、申請書に記載されたままの面積で許可したため、使用料が過徴収となっているものがあった。

イ 公園占用許可

令和3年9月14日に実地調査を行ったところ、金岡東公園に、都市公園法に基づく占用許可を行っていない看板が2か所設置されていた。

6 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公有財産台帳の整備

公有財産台帳において、土地26件及び建物27件を調査した結果、土地13件及び建物16件の台帳で、財産の増減があった際にその記載がなかったものや現在高欄が増減後の合計の数値になっていないものなど記載漏れ及び記載誤りがあった。

イ 行政財産の目的外使用料の徴収

泉北地区一括引継財産（公園予定地）において、共架線の行政財産目

的外使用許可を行っているものについて、目的外使用料の算定方法を誤り、徴収額が不足しているものがあつた。また、道路占用料として徴収すべきところ目的外使用料として徴収しているものがあつた。

ウ 行政財産の目的外使用許可

令和3年9月14日に実地調査を行ったところ、天神公園予定地で行政財産目的外使用許可を行っていない看板、机及び椅子等が設置されていた。

(以上 公園緑地部 公園監理課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。

ア 収入印紙の貼付

放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。

(サイクルシティ推進部 自転車対策事務所)

(3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかつた。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかつた。